

5 月 22 日に、シンポジウム「ネイチャーポジティブ社会を九州の地から」及び九州沖縄管内の自然共生サイトの交流会を開催します。

九州地方環境事務所では、5 月 22 日が「国際生物多様性の日」であることから、本年 4 月の「地域生物多様性増進法」施行を記念して、シンポジウム「ネイチャーポジティブ社会を九州の地から」を、北九州市との共催により、令和 7 年 5 月 22 日に、北九州市立自然史・歴史博物館「いのちのたび博物館ガイド館」にて開催いたします。（この新法の施行記念を兼ねたシンポジウム開催は環境省では全国初めてとなります。）

このシンポジウムでは、ネイチャーポジティブ経済に関する最新の動向を知り、さらにその象徴ともなりうる自然共生サイトの活動（生物多様性増進活動）の促進を図るため、認定者・企業・団体関係者等が集い、議論と情報交換を行うことで、九州の地からネイチャーポジティブ社会の実現を目指そうとするものです。

日時：令和 7 年 5 月 22 日（水）12:30～17:30

場所：北九州市立自然史・歴史博物館いのちのたび博物館ガイド館
福岡県北九州市八幡東区東田 2 丁目 4-1

名称 国際生物多様性の日／地域生物多様性増進法施行記念シンポジウム
「ネイチャーポジティブ社会を九州の地から」
（詳細は裏面参照）

*取材される場合は、5 月 20 日 18:00 までに担当者にご連絡ください。

また、当日は、腕章等の着用など報道関係者であることが分かるようにしてください。



（担当者）

環境省 九州地方環境事務所

自然環境調整専門官 小林 悟志

〒860-0025 熊本県熊本市西区春日 2-10-1

TEL：096-322-2412

E-mail：SATOSHI_KOBAYASHI@env.go.jp

国際生物多様性の日／地域生物多様性増進法施行記念
「ネイチャーポジティブ社会を九州の地から」シンポジウム概要

(敬称略)

5月22日

第1部 シンポジウム「ネイチャーポジティブ社会を九州の地から」

- 12:30 開会挨拶 九州地方環境事務所
- 12:35 環境省「ネイチャーポジティブ・自然共生サイトを巡る施策の最新動向」
環境省自然環境局自然環境計画課長 番匠 克二
- 12:50 北九州市「北九州市の生物多様性戦略～アーバンネイチャー北九州～」
北九州市長 武内 和久
- 13:05 基調講演：日経 ESG シニアエディター／東北大学グリーン未来創造機構
大学院生命科学研究科教授 藤田 香
「ネイチャーポジティブ社会への移行に向けて、世界の動向と企業の取り組み」
- 13:45 パネルディスカッション「自然共生サイトとビジネス・経済のつながり」
(登壇者)
山川漁協共同組合 理事 川畑 友和
田島山業 株式会社 代表取締役 田島 信太郎
KM バイオロジクス 株式会社 企画管理本部総務部長 永田孝士
公益財団法人イオン環境財団 専務理事兼事務局長 山本百合子
株式会社 肥後銀行 地域振興部長 大野隆
環境省自然環境局自然環境計画課長 番匠 克二
(ファシリテーター) 西南学院大学 法学部 教授 勢一 智子
(コメンテーター) 藤田香
総司会：NPO 法人 SDGs Spiral 代表 森川 妙
＜途中休憩 15 分＞

第2部 九州沖縄管内の自然共生サイト交流会

- 15:30 自然共生サイト認定者による2分間ピッチトーク
参加者の交流会
- 17:30 閉会の挨拶 北九州市

(関連行事：自然共生サイト認定者等のうち希望者を対象)

23日 エクスカーション (自然共生サイト見学会)
場所：響灘ビオトープ
(北九州市若松区響町一丁目)
時間：10:00～12:00

【参考】

国際生物多様性の日：5月22日

国際生物多様性の日とは、国連が生物多様性の問題に関する普及と啓発を目的として定めた国際デーです。1992年5月22日に生物多様性条約の本文が生物多様性条約交渉会議において採択されたため、毎年5月22日を国際生物多様性の日としています。

例年、この日には、関係するイベントが数多く開かれていますが、今年、地域生物多様性増進法の施行を記念して環境省が実施するシンポジウムは、今回が初めてとなります。

地域生物多様性増進法の施行

昨年4月に国会で成立した新法「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」（令和6年法律第18号）は、本年4月1日に施行されました。

生物多様性については、2022年に新たな世界目標である昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択され、2030年までに「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」という、いわゆるネイチャーポジティブが掲げられました。我が国においても、過去50年間生物多様性の損失が続いている中で、これを改善するためには、国立公園等の保護地域の保全に加え、自然共生サイトでの活動をはじめとする企業等による生物多様性の維持、回復又は創出に繋がる活動を促進していくことが不可欠です。

今回の新法は、ネイチャーポジティブの実現に向け、増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の主務大臣による認定や、市町村、連携活動実施者及び土地の所有者が締結することのできる生物多様性維持協定等について規定しています。これらの措置を講じることで、企業等による生物多様性を増進する活動を促進しようとするものです。

なお、令和5年度から環境省において実施してきた自然共生サイトの認定は、今後、この法律に基づく増進活動実施計画の認定として、環境省、農林水産省、国土交通省の共管により実施していくこととなります。

https://www.env.go.jp/press/press_04681.html

自然共生サイト

環境省では、令和5年度から「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」に認定してきました。例えば、企業の水源の森、里地里山、森林施業地、企業敷地、都市緑地、沿岸干潟等で、管理者によって良好な生物多様性が維持されている地域が対象となります。2025年3月末現在で、全国で328箇所、九州沖縄管内で38箇所が認定されています。

また、令和7年4月から、自然共生サイトの認定手続きを法制化した新法・地域生物多様性増進法が施行されます。そのため、令和5、6年度に認定した自然共生サイトに加えて、令和7年度からは、地域生物多様性増進法に基づき認定された実施計画の実施区域も「自然共生サイト」となります。

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/>